

宮古市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1. 目的

宮古市では、本市にふるさと納税をしていただいた方々に、返礼品として商品やサービスを提供しております。

安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等、効率的な運営に万全を期す必要があり、返礼品における取扱業務全般を、下記取りまとめ業者へ委託し、返礼品として商品やサービスを取扱いする事業者（以下「協力事業者」という。）を随時募集するものです。

2. 取りまとめ委託会社

本市は、ポータルサイトへの返礼品情報の掲載、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、掲載するポータルサイトに応じて、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託しています。

（１）「ふるコミ」以外のポータルサイトに掲載する場合

株式会社さとふる

本社住所：東京都中央区京橋二丁目２番１号

電 話：03-6262-7415（代表）

（２）「ふるコミ」に掲載する場合

株式会社パンクチュアル

本社住所：高知県須崎市緑町１－12

電 話：0889-43-9393（代表）

3. 協力事業者の要件

次の全ての要件に適合していることが要件となります。

（ア）各種法令に沿った生産、製造、販売を行っていること。

（イ）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが本市内にある企業・団体または個人事業者であること。

（ウ）上記（イ）に該当しない場合には、本市内で生産された原料にて加工、製造、販売を行っている、もしくは本市をPRしていると認められる事業者であること。

（エ）宮古市暴力団排除条例（平成28年条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

（オ）申込み時に、市税の滞納がないこと。

（カ）本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

（キ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

（ク）個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および宮古市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第33号）その他関係法令等に定める事項を遵守の上、返礼品の発送以外には使用しないなど責任を持った対応ができること。

（ケ）協力事業者として果たすべき業務（返礼品の発送・発注管理・在庫管理・返礼品の情報に

変更があった際の迅速な報告等)を遂行できること。

- (コ) 本市が行う返礼品に関する 調査・確認については、これに同意するとともに調査に必要な書類の提出を求めた際には速やかに対応すること。
- (サ) 返礼品として食品を取り扱う場合（以下「食品取扱事業者」という）は食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等各種法令等に従った事業活動を行っていること。
- (シ) 食品取扱事業者においては、関連法令および国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること。
- (ス) 食品取扱事業者においては、原材料、賞味期限 又は消費期限、アレルギー表示（特定原材料8品目、特定原材料に準ずる20品目およびコンタミネーションも含む）、産地等について適正に表示するとともに、変更があった場合、もしくは商品の製造中止等により提供不可となった場合には、本市や「2. 取りまとめ委託会社」へ報告するなど、速やかな対応を行うこと。
- (セ) 広告媒体(新聞・テレビ・web 等)に返礼品を強調して掲載することは、平成31年4月1日付け総務省告示第179号第2条第1号ハの規定において禁止されていることから、返礼品であることを強調したものや、返礼品の情報が大部分を占める広告媒体によるPRは行わないこと。
- (ソ) 本市が実施するふるさと納税に関する、広告・宣伝等のPR活動に際し、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ等）や事業者情報（事業者名、連絡先等）を提供可能であること。
- (タ) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、本市が業務を委託している事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (チ) 法令等違反、虚偽の報告により要件に適合しない返礼品の提供を行うなど、協力事業者の行いにより、ふるさと納税に係る指定制度の解除等、本市に損害を与えた場合は、本市に生じた損害の賠償請求に応じること。

※ただし、上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

4. 募集する返礼品の要件

(1) 次の全ての条件を満たしている商品等を募集します。

- (ア) 宮古市の魅力を伝えることができる商品等であること。
- (イ) 平成31年総務省告示第179号における第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上を満たすものであること。
なお、地場産品基準の該当状況については、最新の法令（解釈を含む。）、製造等の状況により判断します（過去に登録されていたことは判断要素にはなりません。）。)
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- (エ) 飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (オ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。

- (力) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的等の場合を除く。）。
- (キ) 物品・役務に関する情報が開示可能であること。
- (ク) 商品の迅速な受発注が可能であること。
- (ケ) 業として提供している物品・役務であって、個人が私的に提供するものでないこと。
- (コ) 返礼品に関する情報（物品・役務の写真及び説明文のデータ）が提供可能であること。写真データ等については、協力事業者以外の第三者が著作権を持つ場合には、利用の許諾を得ていること。
- (サ) 返礼品の提供価格が寄附金額の30%以内となる範囲で、本市が寄附金額を決定することについて承諾すること。
- (シ) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

(2) 費用負担

- (ア) 送料は、原則として本市が負担します。
- (イ) 商品の梱包に係る費用は、協力事業者の負担とします。
- (ウ) 返礼品の設置費用等が別途発生する場合は、その費用は協力事業者の負担とします。
- (エ) 上記の梱包費用及び設置費用は、商品価格に含みます（商品総額で寄附額の30%を超えることはできません）。
- (オ) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (カ) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

5. 返礼品登録、総務省による審査について

- (1) 事業者登録書を委託事業者へ提出（委託事業者から本市に連携）
- (2) 返礼品新規登録提案書を本市へ提出（本市から委託事業者に連携）
- (3) 提案内容について要件を満たしていることを 確認のうえ、本市から総務省へ返礼品取扱いの認可申請

※総務省への申請に際し、生産・製造工程等について追加で情報提供いただく場合があります。

- (4) 総務省の承認後、委託事業者にてふるさと納税ポータルサイトへ返礼品画像や情報を登録
- ※総務省の審査に時間がかかるため、承認まで2～3か月程度の期間を要する場合があります。

(5) 寄附受付開始

※本市の確認および総務省の審査により、返礼品登録を否認される可能性があります。また、寄附受付開始後であっても、総務省からの返礼品の内容に疑義が生じた場合など、受付を停止する場合がございます。

6. 返礼品の解除等

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 協力事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

- (2) 協力事業者又は返礼品が「3. 協力事業者の要件」又は「4. 募集する返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (8) 本市ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

7. 協力事業者のメリット

- (1) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することができる。
- (2) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。なお、紹介する返礼品は、寄附者からの申込状況や広報元の依頼に基づいて本市が決定するものとする。
- (3) 返礼品の発送に当たり、自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができる。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とする。

8. 募集期間

随時募集（審査後、随時商品の入れ替え等を行います。）

9. 応募方法

宮古市商工労働部商業振興課ふるさと納税推進係へ連絡してください。後ほど、委託事業者よりご連絡させていただきます。

10. その他留意事項

- (1) 有事に対応するため、PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険への加入を推奨します。
- (2) 返礼品として登録された商品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 事業者情報や口座など、事業者登録書の内容に変更が生じる場合は、速やかに委託事業者へ報告を行ってください。

11. お問い合わせ

(1) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

協力事業者用電話：03-6680-2766

Email：cs@satofull.co.jp

(2) 株式会社パンクチュアル 大船渡営業所

岩手県大船渡市盛町町1 1-2 6 イーストハウス21 203号室

協力事業者用電話：050-1707-9311

(3) 宮古市商工労働部商業振興課ふるさと納税推進係

宮古市宮町一丁目1番30号

TEL ：0193-68-9067

Email：shogyo@city.miyako.iwate.jp